

都道府県議会議員共済会事務費負担金規程

(平成二十三年九月十四日施行)

(事務費負担金の額)

第一条 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律第二十三条第二項の規定による都道府県議会議員共済会（以下「共済会」という。）の事務に要する費用（以下「事務費負担金」という。）は、第二条により決定された額に、毎年四月一日（統一地方選挙が行われる年にあつては四月末日）における各都道府県議会議員の定数を乗じて得た額とする。

(事務費負担金の基準額)

第二条 事務費負担金の基準額は、毎年度の事業計画及び予算を審議する共済会総会の議を経て決定するものとする。

(事務費負担金額の通知)

第三条 共済会会長（以下「会長」という。）は、第二条により事務費負担金の基準額が決定したときは、毎年四月末日までに会員に請求書を添付のうえ、各都道府県の事務費負担金額を通知するものとする。

(事務費負担金の納入期限)

第四条 事務費負担金は、毎年六月末日までに会長あて納入するものとする。

附 則

この規程は、平成二十三年九月十四日より施行する。